

# いちき串木野市

## 男女共同参画基本計画(案)

令和5年度～令和10年度

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女の人権が尊重され、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

本計画は、男女共同参画社会の形成を目指し、取り組むべき事業を具体的に示すとともに、本市における男女共同参画政策がより一層全庁的な取組として展開されるよう推進体制を確立し、男女共同参画政策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

### 2 計画の性格

- (1) この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とする法定計画であり国の第5次男女共同参画基本計画（令和2年閣議決定）を勘案して策定しました。
- (2) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律31号、以下「配偶者暴力防止法」という）」第2条の3第3項に基づく基本計画と一体的に推進します。
- (3) 計画の一部を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」第6条の第2項に基づく「推進計画」として位置づけます。
- (4) この計画は、いちき串木野市第2次総合計画、及びそれに基づく部門別計画との整合性を図り策定しました。
- (5) この計画は、本市の特性を考慮し、市民の意見を反映するため、令和4年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、市民で構成されたいちき串木野市男女共同参画推進懇話会からの意見などを踏まえて策定しました。
- (6) 市・市民・事業者との協働による推進体制の充実を図る計画とします。

### 3 基本理念

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第3条から第7条に規定する基本理念に基づき策定します。

#### ■男女の人権の尊重（第3条）

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### ■社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### ■政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### ■家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### ■国際的協調（第7条）

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことをいいます。

## 4 基本目標

この計画では、基本理念や計画の視点を踏まえ、次の3つを基本目標として取り組めます。

- 1 男女共同参画理念のさらなる浸透
- 2 あらゆる分野における男女共同参画の促進
- 3 誰もが安心して安全な暮らしができる社会づくり

## 5 重点的に取り組むこと

- 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、教育・学習の推進
- 2 男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実
- 3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 4 地域・防災における男女共同参画の推進
- 5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- 6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 7 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備


## 6 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和10年度までの6年間とします。

社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行います。

男女共同参画 基本計画	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
国	第5次計画					次期計画				
県	第3次計画	次期計画					次期計画			
市	第3次計画	第4次計画						次期計画		

## 7 計画の体系

基本理念	基本目標	重点的に取り組むこと
<p>○ 国際的協調</p> <p>○ 政策等の立案及び決定への共同参画</p> <p>○ 男女の人権の尊重</p> <p>○ 社会における制度又は慣行についての配慮</p> <p>○ 家庭生活における活動と他の活動の両立</p>	<p>○ 男女共同参画理念の更なる浸透</p> <p>○ あらゆる分野における男女共同参画の促進</p> <p>○ 誰もが安心して安全な暮らしができる社会づくり</p> <p>関連する SDGs</p> 	<p>1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、教育・学習の推進</p>
		<p>2 男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実（女性活躍推進計画 I）</p>
		<p>3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大（女性活躍推進計画 II）</p>
		<p>4 地域・防災における男女共同参画の推進</p>
		<p>5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進</p>
		<p>6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶</p>
		<p>7 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</p>

施策の方向	関連するSDGs
(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発	 
(2) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
(3) 性の多様性についての理解促進	
(4) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	  
(5) ワーク・ライフ・バランスの実現	
(6) 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進	
(7) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
(8) 男女共同参画による地域の活性化とまちづくりの推進	
(9) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
(10) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援	
(11) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進	
(12) 配偶者等からの暴力やの防止及び被害者の保護・支援	
(13) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備	
(14) ひとり親家庭の自立支援の充実	  
(15) 困難な状況におかれる若者の自立に向けた支援	  

## 第2章 計画策定の背景

### 1 社会経済情勢の変化等

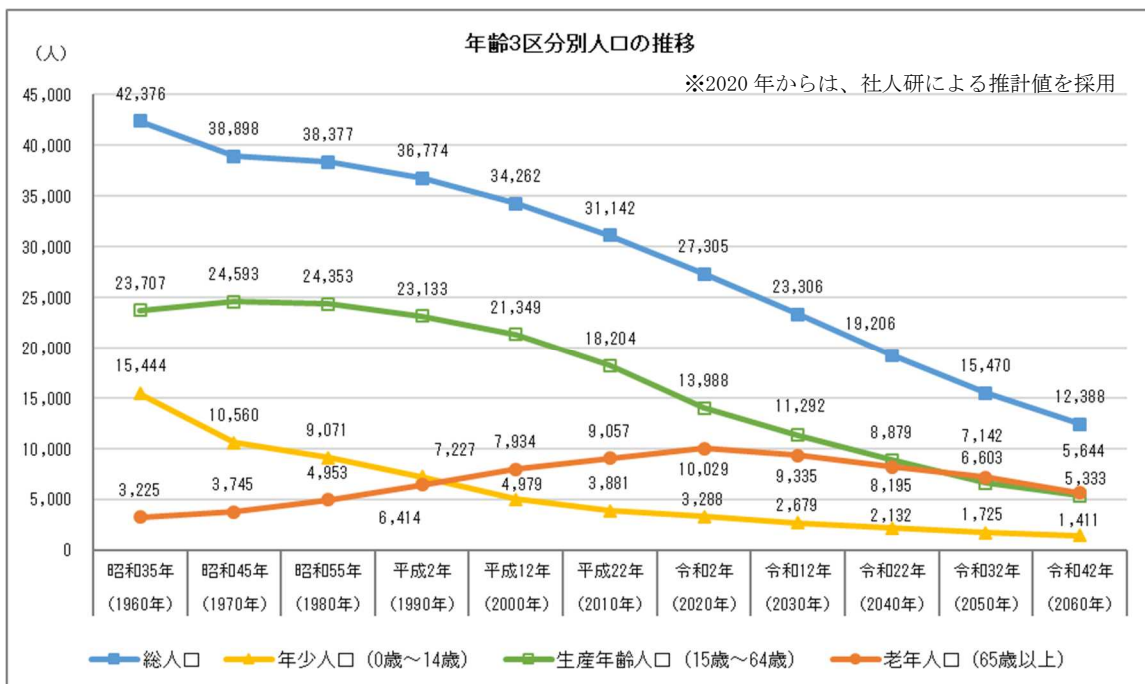
#### (1) 人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少

昭和35年に42,376人であった本市の人口は、令和2年では、27,490人となっています。

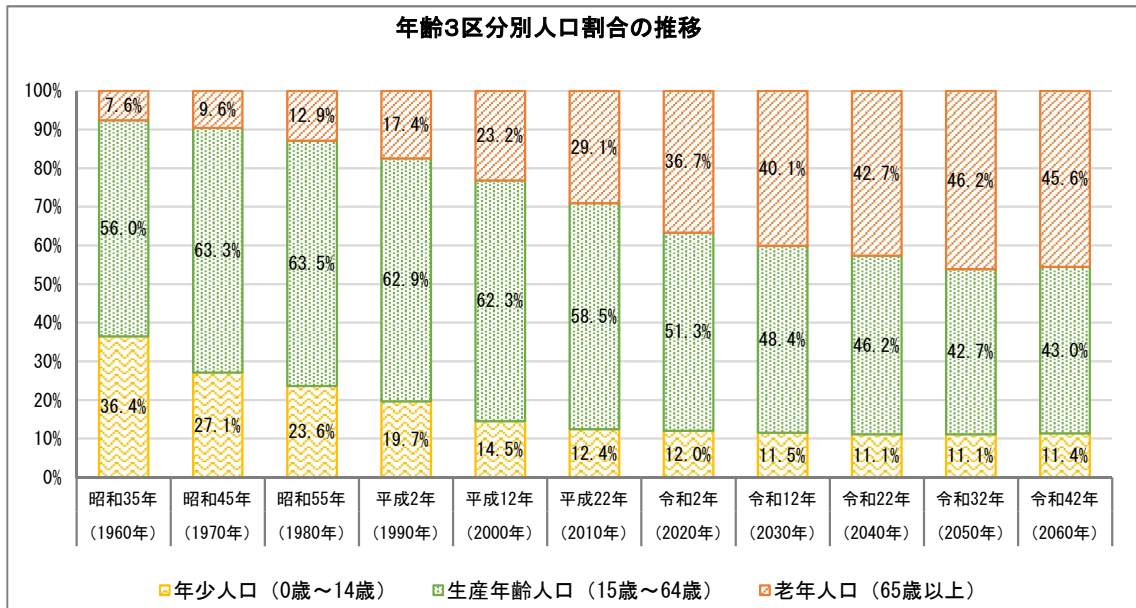
将来の人口の推移については、市人口ビジョン（令和3年3月）では、今後も人口減少は続くものとみられ、令和12年には総人口は23,306人まで減少し、更に令和22年には19,206人と20,000人台を切ると推計されています。

年齢区分別の人口を見ると、14歳以下人口や15歳～64歳の生産年齢人口は減少する一方、65歳以上の人口は増加していきます。

その結果、本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、昭和35年の7.6%が令和2年には36.7%に上昇し、今後の推計では、令和42年には45.6%まで上昇すると推計されています。



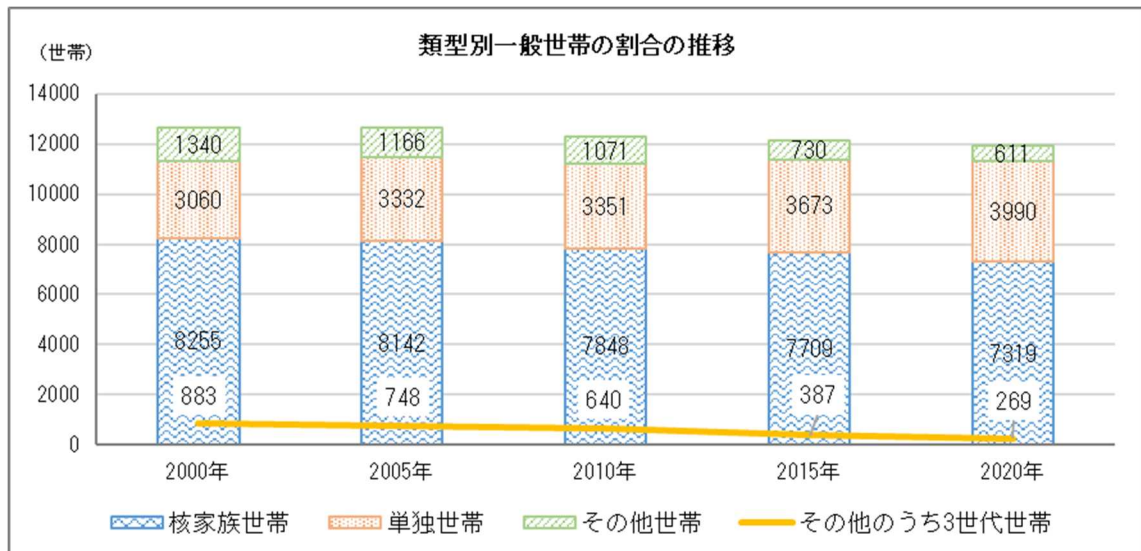
資料：「国勢調査」（総務省）、「地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）



資料：「国勢調査」（総務省）、「地域別将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所）

## (2) 家族形態等の多様化

本市の世帯状況は、核家族が6割以上となっていますが、世帯割合の推移をみると、核家族世帯及び3世代世帯は減少傾向、単独世帯は増加傾向となっています。この背景としては、単身高齢者の増加や若者の一人暮らしが考えられます。



資料：「国勢調査」（総務省）



(3) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしています。度重なる外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからくる配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。また、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧されています。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されています。

この背景には、固定的な性別役割分担意識や男性中心社会といった我が国の構造的な問題があり、新型コロナウイルス感染症の拡大は、これらの問題を顕在化させることになりました。これを契機に、男女共同参画社会の実現を喫緊の課題と捉え、強力に押し進める必要があります。

一方で、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、働く場所や時間が柔軟化していくことが考えられます。テレワークは、職種や業種等によっては困難な場合もありますが、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態であり、地方移住への関心も高まっている中で、地方の経済活性化のチャンスともなり得ます。また在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもあります。

(4) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

2015(平成27)年に国連で持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたわれており、すべての目標においてジェンダー\*の視点を主流化していくことは不可欠であるとされています。

●SDGs(持続可能な開発目標)とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

**\* ジェンダー**

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## 2 国・県・市の主な動き

### (1) 国の主な動き

1977（昭和 52）年に初の「国内行動計画」を策定、1985（昭和 60）年の女子差別撤廃条約\*批准に当たり、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法\*」という。）等の国内法の整備などが行われました。

1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法\*」を制定し、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国が取り組むべき重要課題と位置付けました。この法律に基づき、2000（平成 12）年に「男女共同参画基本計画」を策定、現在は第 5 次男女共同参画基本計画に基づく取組が進められています。

女性に対する暴力の根絶に向けては、2000（平成 12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、翌年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法\*」という。）を制定しました。ここ数年では、被害者や支援団体が声を上げ、性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的機運が高まってきており、対策の強化が進められています。

2015（平成 27）年には、女性が働きやすい社会の実現に向け「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法\*」という。）が成立しました。

2018（平成 30）年には、選挙において男女の候補者数ができる限り均等となることを目指す「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律\*」が施行され、ワーク・ライフ・バランスを目指したさまざまな法改正も行われました。

しかしながら、2022（令和 4）年に公表された我が国のジェンダー・ギャップ指数\*は 156 か国中 116 位と、諸外国に比べ非常に遅れています。

### (2) 県の主な動き

国際婦人年に始まる世界的な動きと国内行動計画を背景に、1979（昭和 54）年に「青少年婦人課」や「鹿児島県婦人問題懇話会」を設置し、1981（昭和 56）年には総合的・基本的な指針として「鹿児島県婦人対策基本計画」が、1999（平成 11）年には 21 世紀を展望した行動計画「かごしまハーモニープラン」が策定され、2001（平成 13）年に鹿児島県男女共同参画推進条例が制定されました。

2003（平成 15）年には、活動拠点として「男女共同参画センター」が開設、2006（平成 18）年には、DV防止法に基づく「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が策定されました。

2008（平成 28）年には、経済団体等と行政が連携して女性活躍の取組を加速化するために「鹿児島県女性活躍推進会議」が発足し、2017（平成 29）年には「鹿児島県女性活躍推進計画」が策定されました。

### (3)市の主な動き

2006（平成18）年5月、男女共同参画社会の形成実現に向けた施策を総合的に推進するため、諸問題について研究協議し、必要に応じて市長に提言を行う「いちき串木野市男女共同参画推進懇話会」を設置しました。また、同年8月、庁内横断的な取り組みの推進を目指し、市長を会長とし、副市長、教育長及び関係課長を委員とする「いちき串木野市男女共同参画推進会議」を設置しました。

2008（平成20）年3月に「いちき串木野市男女共同参画基本計画」を策定し、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて見直しを行いながら、男女共同参画社会の推進に取り組んできました。

2022（令和4）年7月から8月にかけて、本市における男女共同参画に関する意識や考え方の現状を把握するために「いちき串木野市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。この調査結果は、今回の計画策定の基礎資料となっています。

#### \* 女子差別撤廃条約

1979（昭和54）年に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、1981（昭和56）年に発効。我が国は1985（昭和60）年に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

#### \* 男女雇用機会均等法

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るための措置を推進するために制定された法律（昭和61年4月1日施行）。労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。

#### \* 男女共同参画社会基本法

将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するために制定された法律（平成11年6月23日施行）。男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。

#### \* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律（平成13年10月13日（一部14年4月1日）施行、16年・19年・25年・令和元年改正）。都道府県における計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、保護命令制度が規定されている。被害者が男性の場合や、同居の恋人からの暴力もこの法律の対象となる。

#### \* 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために制定された法律（平成27年9月4日（一部28年4月1日）施行）。女性の活躍推進に向けた目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業※）に義務づけられた。※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあっては努力義務。

#### \* 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている。（平成30年5月23日施行）

#### \* ジェンダー・ギャップ指数

政治・経済・教育・保健の4つの分野のデータから各国の男女平等格差を示す指標であり、0が完全不平等、1が完全平等を示している。世界経済フォーラムが2006（平成18）年から毎年公表している。世界経済フォーラムは、経済、政治、学究、その他の社会におけるリーダーたちが連携することにより、世界、地域、産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組むことを目的とした国際機関。

### 第3章 計画の内容

## 重点 1 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、 教育・学習の推進

#### 現状と課題

男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因として、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識(※1)や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)(※2)があります。

令和4年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、固定的性別役割分担意識に係る設問の『「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について』は、72.8%の市民が『反対』(反対+どちらかといえば反対)と回答しているものの(図1参照)、『日常生活の分担』の状況を見ると、「家事(掃除、洗濯、炊事など)」や「PTAや子ども会」、「育児(乳幼児の世話、子どもの教育など)」の分担では、妻が主に行っており、夫はそれぞれ3%にも満たない状況でした(図2参照)。

また、『各分野における男女の地位の平等感』において、「社会通念、慣習・しきたりなど」で52.2%、「集落、公民館などの地域社会」で37.5%、「法律や制度の上」で32.9%の人が、男女の地位に不平等感を感じています(図3参照)。

このようなことから、様々な世代で固定的性別役割分担意識の植え付けや押し付けを防ぎ、解消していくために、幼少の頃から長年にわたり形成されてきた偏見や固定観念に自ら気づき、その考えや行動を変えていけるよう、男女共同参画社会に関する積極的な広報・啓発活動と生涯にわたる学習機会の提供を推進していく必要があります。

また、性別に基づく固定観念を生じさせないために、子どもの頃から生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場において男女共同参画を推進する教育・学習が必要です。

次世代を担う子どもたちが成長する過程で、男女共同参画の意識が自然と身に付けられるよう、家庭においては、家事・育児・介護など、性別にかかわらず家庭で役割を共有し、お互いが助け合う家庭生活を推進するとともに、学校教育においては、人権教育の充実と教職員の男女共同参画意識の向上を図る必要があります。

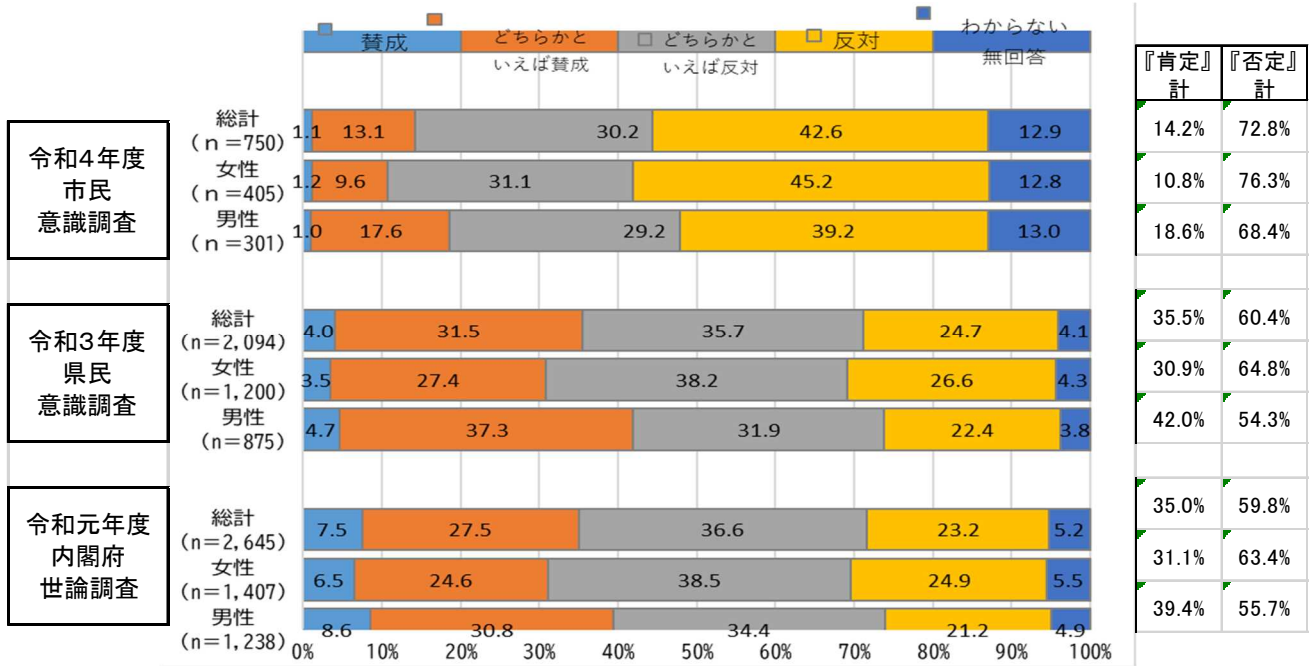
#### ※1 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

#### ※2 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)

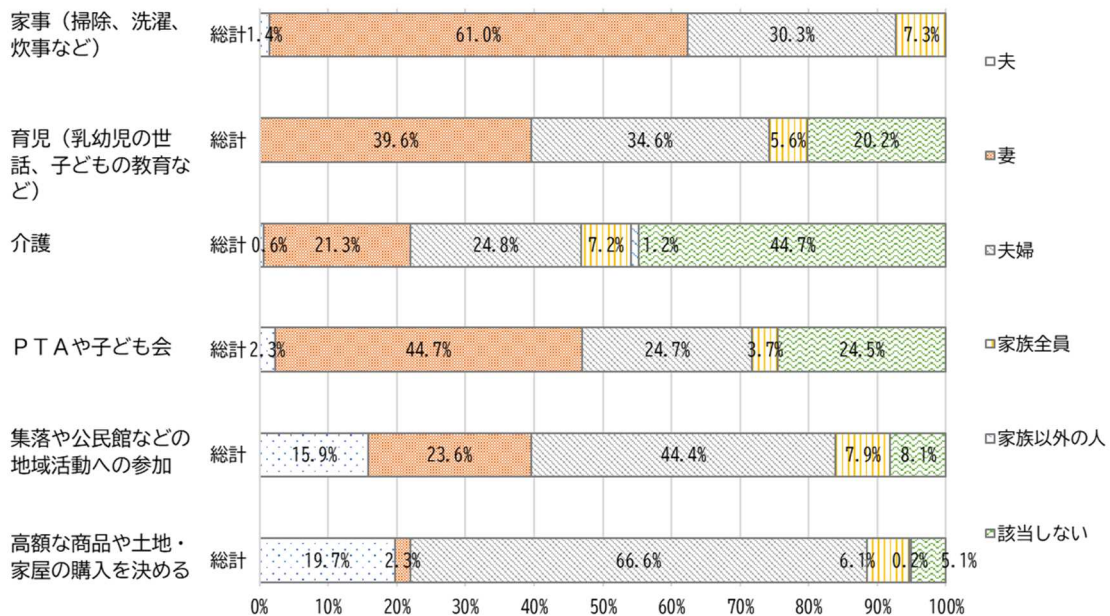
自分自身は気づいていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」を指し、育つ環境、過去の経験や習慣、価値観、日々接する情報などから無意識のうちに生じるものである。これは誰にでもあるもので、「決めつけ」や「押しつけ」は周囲に悪影響を与えるおそれがある。(例)男性は理系、女性は文系が得意/女性は家事に向いている 等

図1 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



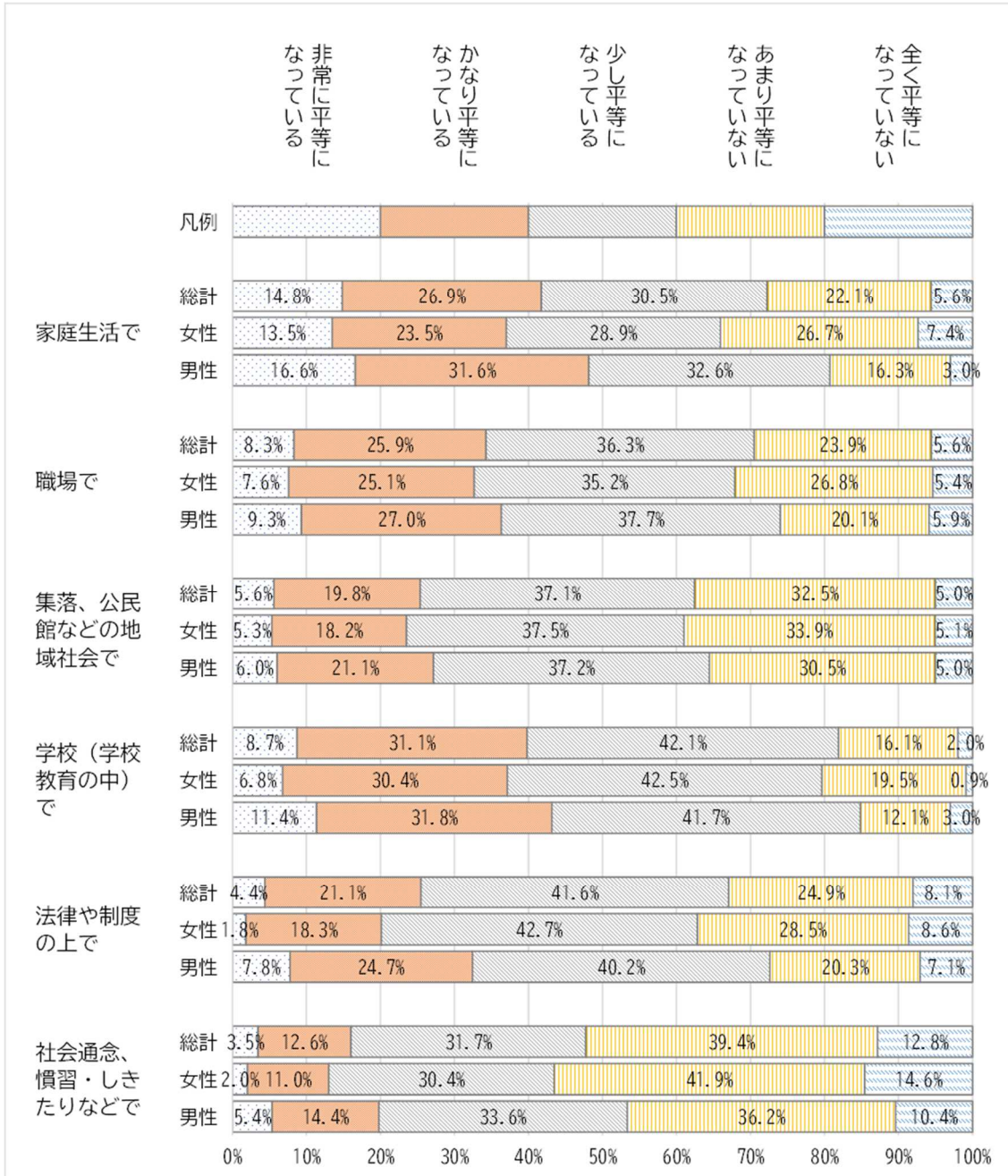
資料：市「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」、県「令和3年度男女共同参画に関する県民意識調査」、内閣府「令和元年度男女共同参画社会に関する世論調査」

図2 日常生活の分担



資料：市「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」

図3 各分野の男女の地位の平等感



資料：市「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」

**施策の方向** (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発

具体的施策	内容	所管課等
① 男女共同参画に関する講座等の実施	男女共同参画についての正しい理解が市民に広がるよう講座等の実施、県・他市町・関係機関等が実施する学習機会への参加促進を図ります。	企画政策課
② 男女共同参画に関する情報の収集と提供	男女共同参画について、正しい理解が市民に広がるよう情報収集・情報提供を行います。	企画政策課
③ 固定的性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消	家庭における固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、男女が共に家事・育児・介護など家族的責任を担う事を進めるため、広報・啓発を図ります。 また、家庭教育学級、公民館講座等、実践的講座を行い、男女共同参画意識を醸成する学習の機会に努めます。	企画政策課 学校教育課 社会教育課 健康増進課
④ 男女共同参画に関する市職員等への理解の促進	市職員、市や学校、地域で相談業務に携わる担当者等、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人に対し、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供や情報提供等を行います。	企画政策課 学校教育課 福祉課 子どもみらい課 市民生活課

**施策の方向** (2) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

具体的施策	内容	所管課等
① 男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの人権・男女平等教育の推進	学校教育や社会教育を通し、一人ひとりが人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体として自尊感情を持って、その理念が実践できるよう教育・学習の一層の充実を図ります。 また、子どもの教育や発育に関わる大人の価値観や言動は子どもに大きな影響を及ぼすため、教職員・幼稚園教諭・保育士などに対して、男女共同参画に関する研修を行い、理解を深めます。	企画政策課 学校教育課 教育総務課 子どもみらい課
② 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実	性別にかかわらず、個性や希望に応じた進路指導に努め、職場体験などを通し、自らの適性を発見することや男女ともに社会人・職業人として自立していくこと、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）(※3)の重要性について理解の促進を図ります。	学校教育課 教育総務課

**施策の方向** (3) 性の多様性についての理解促進

具体的施策	内容	所管課等
① 性の多様性に関する啓発・相談対応	性的少数者であることを理由にした偏見や差別の解消を目指した啓発活動に取り組むとともに、相談に適切に対応します。 学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、性の多様性に関する理解を深める教育を推進します。	企画政策課 市民生活課 子どもみらい課 学校教育課 教育総務課

**市民に期待する取組**

- ・家事・育児・介護など、性別にかかわらず家庭で役割を共有し、お互いが助け合う家庭生活をおくりましょう。
- ・子どもの性別にかかわらず、個性を尊重して育てていきましょう。
- ・「男だから、女だから」という考えにとらわれず、多様な生き方を選択できる社会を共に築きましょう。
- ・家庭や社会の中で差別するような発言・行動がないか、日頃から考えてみましょう。

**※3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**

1人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



## 重点2 男女の多様な働き方を支援する就業環境の整備の充実

### いちき串木野市女性の職業生活における活躍の推進計画 I

#### 現状と課題

就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。そのため、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる就業環境の整備は、個人の幸福の実現に不可欠であり、また、ダイバーシティの推進による社会・経済活動の活性化という観点からも極めて重要です。

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取組により、全ての年齢において労働力率は増加していますが、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30歳から34歳の78.2%（令和2年）を底とする「M字カーブ」(※1)を描き、依然として出産・子育て期に就業を中断する女性が存在することを表しています。また、子育て期以降の女性の雇用形態をみると、パートタイム労働等の非正規雇用で働いている人の割合が高くなっており、賃金や管理職への登用などの処遇に男女間の格差も存在しています。

多様で柔軟な働き方等を通じたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続けるためには、家事、子育て、介護等を男女が共に取り組むことが必要です。しかしながら、男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識を背景に、家事、育児、介護等の多くを女性が担っている実態があり、男性の家庭生活への参画はあまり進んでいません。

このような状況において、男性の家庭生活への参画や女性の就業継続及び政策・方針決定過程への参画を進めるためには、男女の働き方改革を含めたワーク・ライフ・バランスに向けた社会的機運の醸成、男性の子育て・介護・家事への参画の促進等を進めていくとともに、安心して子育てができるよう、多様な需要に応じた保育サービスの整備、子育ての不安の解消を図るための相談・支援体制の充実を図ることが必要です。

また、性別を理由とする差別的扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱いやハラスメント等の根絶も重要な課題となっており、引き続き啓発を図ることが必要です。

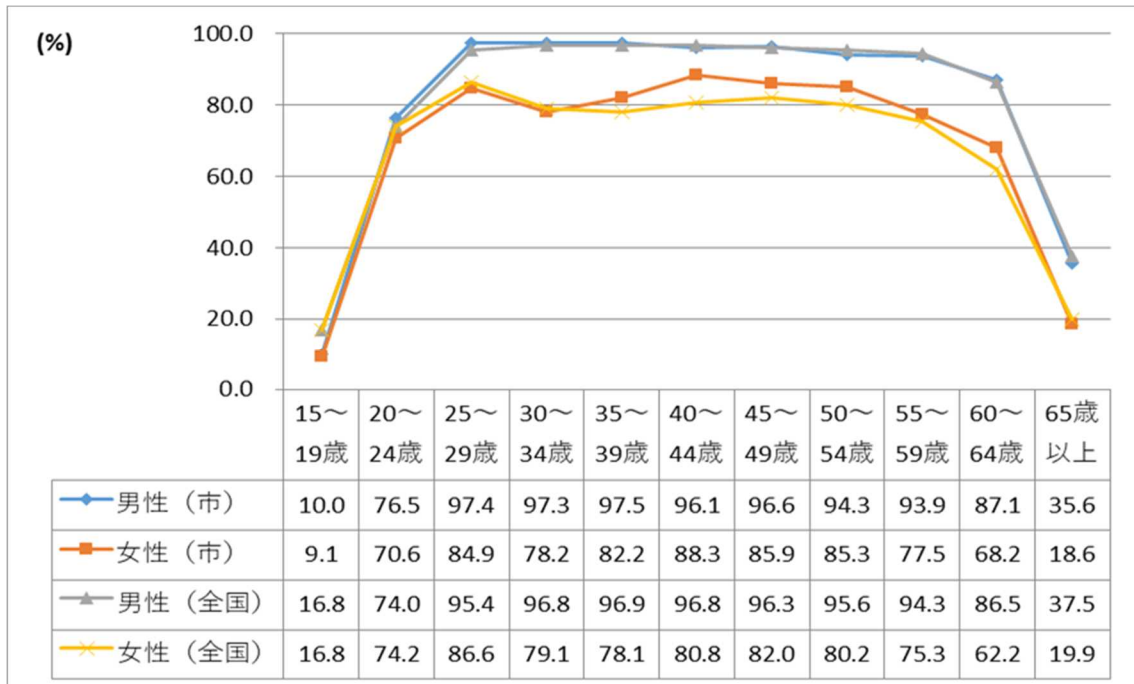
☆労働力率 : 15歳以上人口に占める労働力人口の割合

☆労働力人口 : 15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたもの

#### ※1 M字カーブ

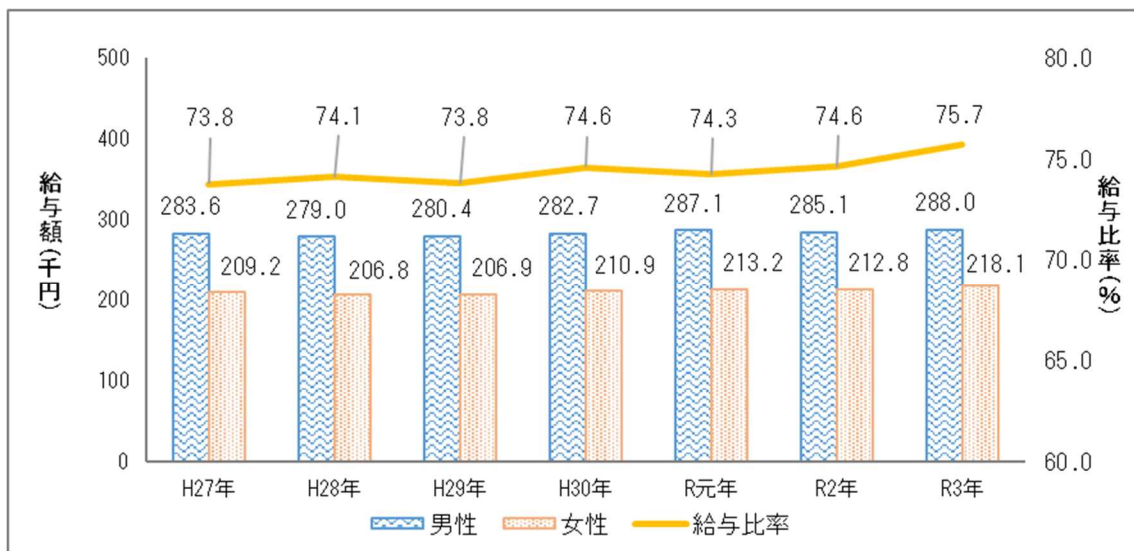
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。（国第4次男女共同参画計画）

5歳階級別労働力率（全国・本市）



資料：「令和2年国勢調査」（総務省）

鹿児島県における男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

**施策の方向** (4) 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策	内容	所管課等
① 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保及び非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令等の普及・啓発	<p>募集・採用、配置・昇進の雇用のステージにおける、性別を理由とした差別の禁止や、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いの禁止などを規定する、男女雇用機会均等法等関係法令の周知を図ります。</p> <p>また、パートタイム労働者など非正規雇用者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、不合理な待遇差を解消するなど、非正規雇用労働者の待遇改善に取り組むとともに、正規労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法をはじめ関係法令の周知を図ります。</p>	水産商工課
② 職場・教育の場などにおけるセクシュアル・ハラスメントなどの防止啓発	<p>職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントは職場環境を害するに最たるものであることから、ハラスメントが起こらないよう男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等についてあらゆる機会を捉えて周知に努め、相談体制の充実を図ります。</p>	企画政策課 総務課 学校教育課 水産商工課

**施策の方向** (5) ワーク・ライフ・バランスの実現

具体的施策	内容	所管課等
① ワーク・ライフ・バランスに関する理解の浸透を図る啓発の推進	<p>ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現を図るため、男女ともに希望に沿って仕事と家庭生活を両立することを可能にする働き方改革を推進し、市民や事業所等に向けて、ワーク・ライフ・バランスに関する理解の浸透を図るため、学習機会や情報の提供を行います。</p>	企画政策課 水産商工課

**施策の方向** (6) 男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進

具体的施策	内容	所管課等
① 男性の家事・育児・ 介護等への参画に 関する意識改革や 環境の整備	家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、パートナーである全ての男性がそれらに参画できるよう、固定的性別役割分担意識の改革を図るための啓発や、男性の育児休業等の両立支援制度の活用促進など環境整備の促進に努めます。	企画政策課 総務課 水産商工課 子どもみらい課
② 仕事と子育てや介 護との両立のため の制度等の周知・ 普及と定着	子どもがいる保護者の多様な働き方にも対応できる保育サービス等の充実などにより仕事と子育ての両立のため環境整備をより一層進めます。併せて介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。また、男性が家事・育児・介護に主体的に参画しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。	企画政策課 健康増進課 子どもみらい課

**市民に期待する取組**

- ・自分の労働条件について確認し、疑問があるときには問い合わせましょう。
- ・男女が対等なパートナーであるという意識を持って働きましょう。
- ・男女が共に仕事と家庭のバランスのとれた働き方・家庭のあり方を考え、協力して家事、育児、介護などに取組みましょう。
- ・育児・介護サービスを利用しながら家族みんなで助け合いましょう。

**事業者等に期待する取組**

- ・「男女雇用機会均等法」や「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」等の法令を遵守し、周知に努めましょう。
- ・性別や出産・育児等を理由とする不利益取扱いやハラスメントをなくしましょう。
- ・経営者・管理者向けセミナー等に積極的に参加し、意識改革を図りましょう。
- ・育児・介護休暇制度について、男女ともに取得しやすい雰囲気づくりに努めましょう。
- ・長時間労働の削減や多様で柔軟な働き方など、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりに努めましょう。

### 重点3 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### いちき串木野市女性の職業生活における活躍の推進計画 II

##### 現状と課題

多様化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが必要です。

また、多様性に富んだ活力ある社会づくりを進めるために、多様な人材が、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく活躍できる制度や慣行の改善も求められています。

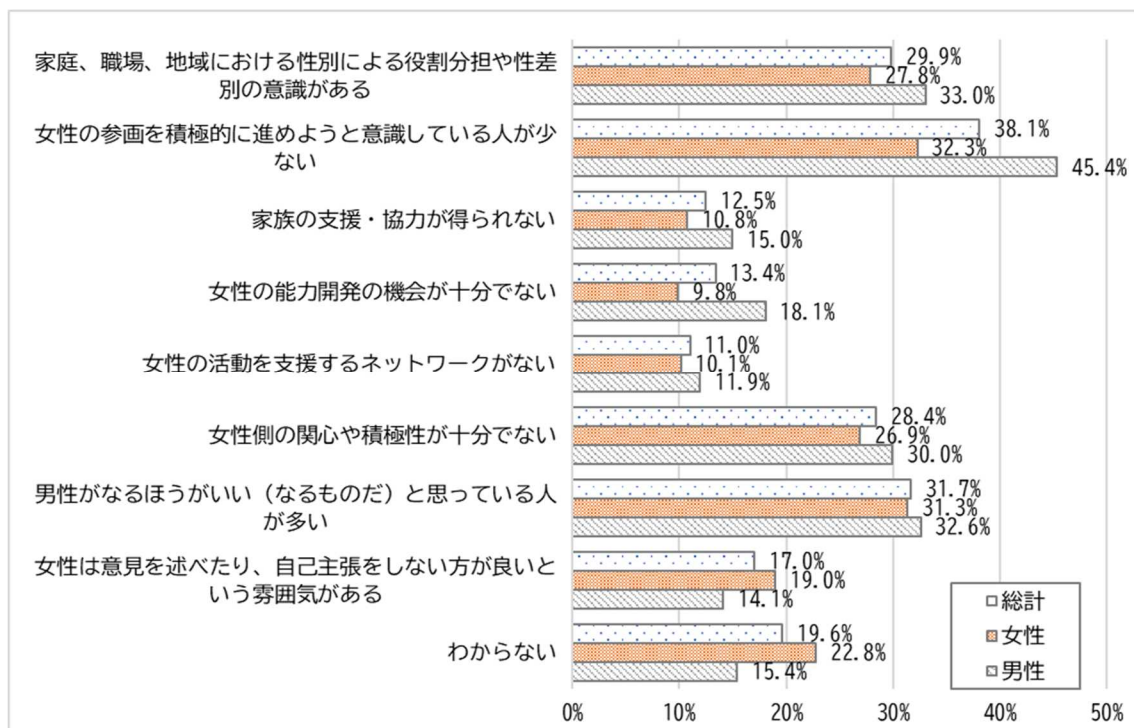
令和4年度に実施した市民意識調査では、政策・方針決定過程への女性の参画が少ない理由として、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」が最も多く、次いで「男性になる方がよいと思っている人が多い」、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識がある」の順になっています。

また、本市の審議会等委員に占める女性の参画率35%を目指して取り組んできましたが、令和4年3月31日時点で、22.5%と目標に達しておらず、県内市平均の27.6%と比較しても低い水準にあります。

このように、本市においては、多くの女性が地域活動等あらゆる分野に参加し、大きな役割を担っているにもかかわらず、政策・方針決定過程への女性の参画の状況は依然として十分ではありません。

そのため、男女双方が女性の参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備に取り組むことが必要です。

政策・方針決定過程に女性の参画が少ない理由【全体及び性別】



資料：市「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」

**施策の方向** (7) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策	内容	所管課等
① 審議会等への女性の参画促進	政治、経済、社会などあらゆる分野が発展するためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意見が公平・公正かつ的確に反映され、均等に利益を享受することが重要です。このため、政策を立案、決定していく過程に、これまで以上に女性の積極的な登用を進めます。	関係各課
② 女性の市職員への採用・登用等の促進	特定事業主行動計画*に基づき、適材適所の原則の下、性別に関わりなく能力に応じた採用・配置を行い、女性職員の職域拡大と管理職登用ならびに研修の機会の平等に努めます。	総務課 企画政策課
③ 女性の能力開発・発揮のための支援	働く女性が、その能力を十分発揮できるよう、能力開発・職域拡大や就業能力向上のため、講座の実施や学習機会の提供に努めます。また、女性の参画が少ない分野で、女性が働きやすい職場環境の整備について啓発します。働く女性の中には、責任が重くなることや長時間労働により仕事と家庭生活の両立が困難になることへの不安から、管理職に就くことに消極的な女性も多くいます。このため女性が将来のキャリアデザインを描き、意欲を持って就業できるよう、意識の向上やキャリアアップのための能力開発を推進します。 また、行政や事業所において、女性の管理職等への登用を促進するなどの積極的改善措置（ポジティブアクション）(※1)の普及に努め、事業所等の先進的取組等について情報収集・提供に取り組みます。	水産商工課 企画政策課 農政課 福祉課

**市民に期待する取組**

- ・女性が、政策決定・方針決定の場など様々な分野において積極的に参画できる環境作りに努めましょう。
- ・自治会やPTAなど地域における方針決定には、男女ともに積極的に関わるよう努めましょう。

**事業者等に期待する取組**

- ・固定的性別役割分担意識や過去の慣行を見直し、方針決定過程への女性登用に努めましょう。

**※1 積極的改善措置（ポジティブアクション）**

男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

## 重点4 地域・防災における男女共同参画の推進

### 現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの現場である地域社会を取り巻く状況も複雑化し、多くの課題を抱えています。

そうした多様化・複雑化する地域課題の解決に当たっては、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方によって、地域社会における「共助」の力として、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

しかしながら、自治会等地域コミュニティにおける組織が、慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。

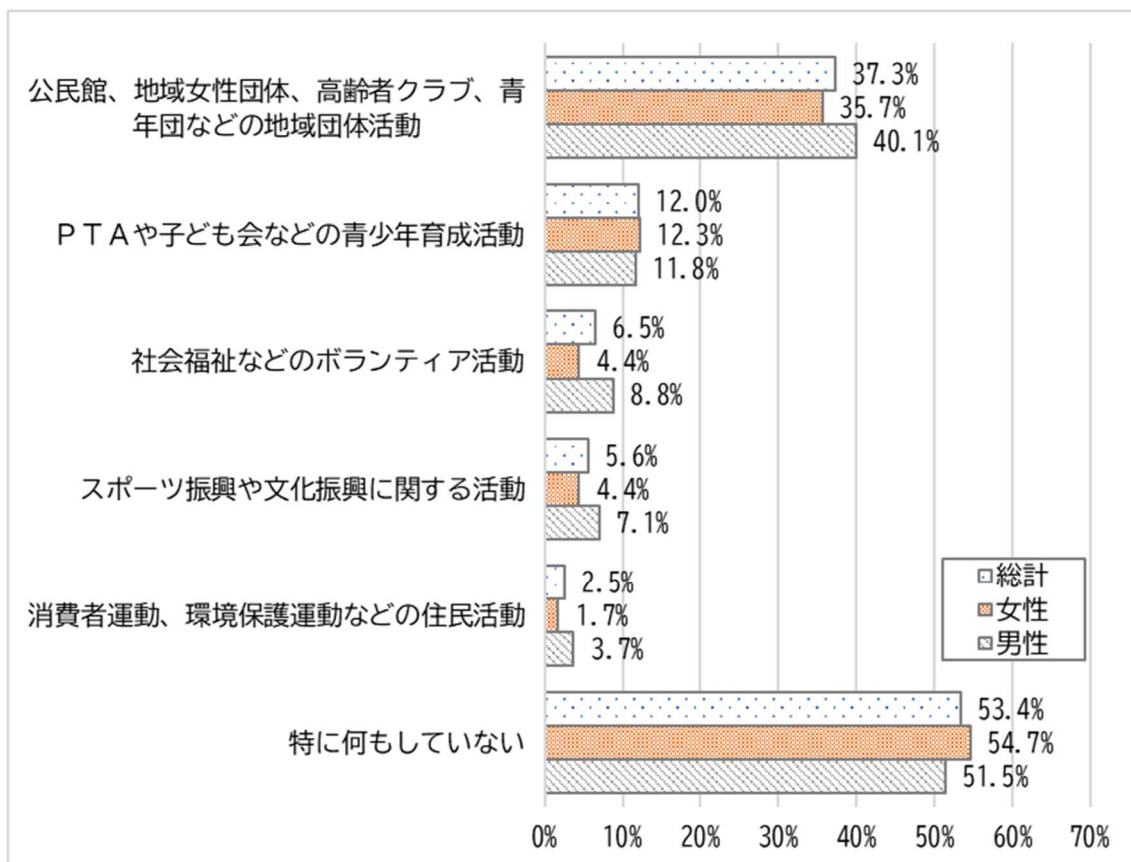
また、全国的には、若年層では男性よりも女性の方が大都市圏に流出する傾向が続いており、その背景には、地域に固定的な性別役割分担意識が根強く存在し、女性の居場所や出番を奪っていることや、職場環境が女性にとってやりがいが感じられず働きにくいこと等が考えられます。

そのため、人口減少に直面する地方においてこそ、男女共同参画の視点に立ち、女性の活躍推進や、女性も含めた多様な主体の連携による地域づくりに取り組む必要があります。このことにより、確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の発展が図られ、ひいては、性別や年齢、障がいの有無等を超えて様々な立場を生きる人々が共に支えあう、人権尊重と男女平等を基盤とした地域社会につながります。

また、災害が発生すると、平常時の固定的な性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被害者をさらに困難な状況に追い込み、その回復やまちの復興を遅らせることがあります。そのため、防災分野における女性の参画をさらに拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災復興体制を確立するよう取り組む必要があります。

市民意識調査で、地域活動状況を尋ねたところ、「特に何もしていない」が53.4%に続き、「公民館、地域女性団体、高齢者クラブ、青年団などの地域団体活動」が37.3%と多くなっています。防災・環境等、多様化する地域問題の解決を目指し、多様な個人・主体の協働による地域づくりを進めることが必要です。

地域活動状況【全体及び性別】



資料：市「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」



**施策の方向** (8) 男女共同参画による地域の活性化とまちづくりの推進

具体的施策	内容	所管課等
① 地域活動における男女共同参画の推進を担う人材の育成・支援	地域における男女共同参画を促進していくとともに、市民の多様性を尊重しながら、参画や協働の場及び機会を提供するよう支援し、共生・協働を推進する人材の育成ならびに活動を支援します。	まちづくり防災課 社会教育課
② 地域活動における意思決定過程への女性の参画の促進	地域の多様化する課題・ニーズに対応するためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要です。 地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて、組織・団体の長となる女性リーダーが増えるような取り組みを行います。	まちづくり防災課 社会教育課

**施策の方向** (9) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

具体的施策	内容	所管課等
① 多様な視点を反映した地域防災における取組の推進	女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分配慮し、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に向けて、地域防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大に取り組むほか、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や備蓄品の整備等に取り組めます。	まちづくり防災課 消防本部

**市民に期待する取組**

- ・地域の活動に積極的に参加しましょう。
- ・地域において、固定的性別役割分担意識に基づく慣習を改め、男女ともに活動しやすい環境を作りましょう。
- ・自主防災組織の中に女性リーダーを増やしましょう。

## 重点5 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

### 現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。

心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を得て、心身ともに健康を維持していくことが必要です。

近年は、女性の就業等の増加、生涯出産数の減少による月経回数の増加、晩婚化等による初産年齢の上昇、平均寿命の伸長などに伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要です。

一方で、予期せぬ妊娠や性感染症の実態があります。その背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、社会的性別（ジェンダー）を起因とする性的暴力等が、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む要因となっていることがあります。

そのため、女性が尊厳を持ち、生涯安心した性生活をはじめ、健康的な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）<sup>※1</sup>についての市民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための長期的、継続的、かつ包括的な観点に立った取組が必要です。

男性については、生活習慣病のリスクを持つ者の割合が高いことや、更年期障害が見られるほか、根強い固定的な性別役割分担意識などから孤立のリスクを抱える恐れもあります。特に自殺について見てみると、鹿児島県の自殺者の約65%は男性であり、この背景には、経済・生活問題や勤務問題、また、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすい状況にあることが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性の就業や生活へ、甚大な影響を与えており、女性の自殺者も増加しました。

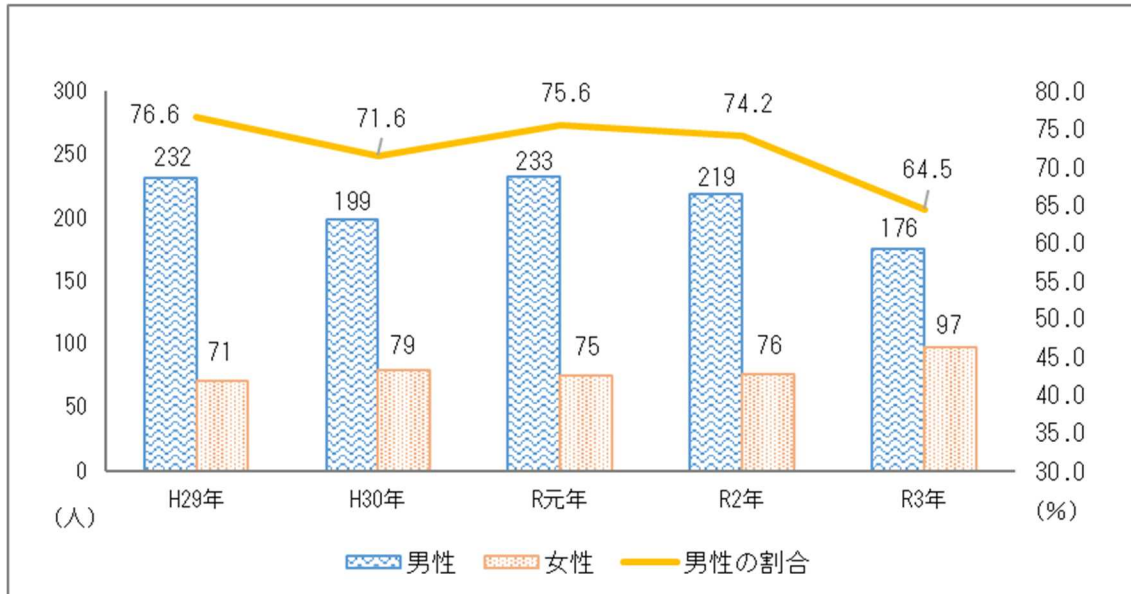
このようなことから、男女共同参画の視点を踏まえ、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、男女の健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康支援と、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援をするための取組を総合的に進める必要があります。

#### ※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6（1994）年の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

鹿児島県における自殺者数の推移



資料：警視庁「自殺統計」

鹿児島県自殺者数の年齢・原因別統計（令和3年中）

原因別	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	計
家庭問題	1(1)	0	0	9(4)	9(2)	2	2(2)	16(12)	0	39(21)
健康問題	4(3)	6(3)	4(2)	14(9)	18(6)	16(5)	13(6)	81(40)	0	156(74)
経済・生活問題	0	1(0)	6(1)	6(1)	9(1)	10	5(2)	9(1)	0	46(6)
男女問題	1	1	3	3(2)	1(1)	2	0	1	0	12(3)
学校問題	3(2)	0	0	0	0	0	0	0	0	3(2)
勤務問題	0	2	3(1)	7(3)	6	5(1)	0	3(1)	0	26(6)
その他	0	0	0	4(1)	2	0	0	10(5)	0	16(6)
不明	2	3(1)	2(2)	8(4)	14(4)	14(1)	3	23(5)	0	69(17)
計	11(6)	13(4)	18(6)	51(24)	59(14)	49(7)	23(10)	143(64)	0	367(135)

※主な自殺原因を3つまで複数計上できることとなったため、実際の自殺者数と表の合計自殺者数は一致しない。

(自殺者実数計 273 名うち女性 97 名) ( ) は女性で内数

資料：鹿児島県警ホームページより

**施策の方向** (10) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

具体的施策	内容	所管課等
① 心身及びその健康 についての正しい 知識の普及と情報 提供	すべてのライフステージに対応し、一人ひとりが、こころとからだの両面から健康づくりを実践するため、知識の普及や、啓発活動の充実を図ります。 また、男女それぞれ特有の疾患等の早期発見に努めるため、健（検）診・指導・相談体制を職場などと連携して取り組み、予防という観点で食生活改善に向けた教室等の開催や男女の生涯を通じた健康づくりを推進します。	健康増進課 社会教育課

**施策の方向** (11) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

具体的施策	内容	所管課等
① 妊娠・出産等にお ける健康づくり支 援	妊娠・出産・子育て期における母子保健事業の充実と、安心して産み育てることができるための各種支援活動を進めます。併せて不妊治療に係る経済的負担の軽減や不妊・不育の相談体制の充実を図ります。	健康増進課 子どもみらい課
② リプロダクティ ブ・ヘルス/ライツ についての普及啓 発	性と生殖に関する女性の自己決定権が保障されるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」理念の浸透・理解を図る普及・啓発を行います。	企画政策課 健康増進課 学校教育課
③ 性に関する正しい 知識の普及	個人が自分の将来を考え、妊娠・出産等についての多様な希望を実現することができるよう、性感染症罹患率、人工妊娠中絶の実施率及び出生数等の動向を踏まえつつ、性に関する正しい知識を身に付け、適切な行動をとることができるようにするため、学校・行政・地域・家庭が連携して、性教育に取り組みます。	企画政策課 学校教育課 健康増進課 子どもみらい課

## 市民に期待する取組

- ・ 家庭でも性や命の大切さについて語り合いましょう。
- ・ 悩みや問題は一人で抱え込まずに、相談機関を積極的に利用しましょう。

## 重点6 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

### 現状と課題

全ての人には、安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

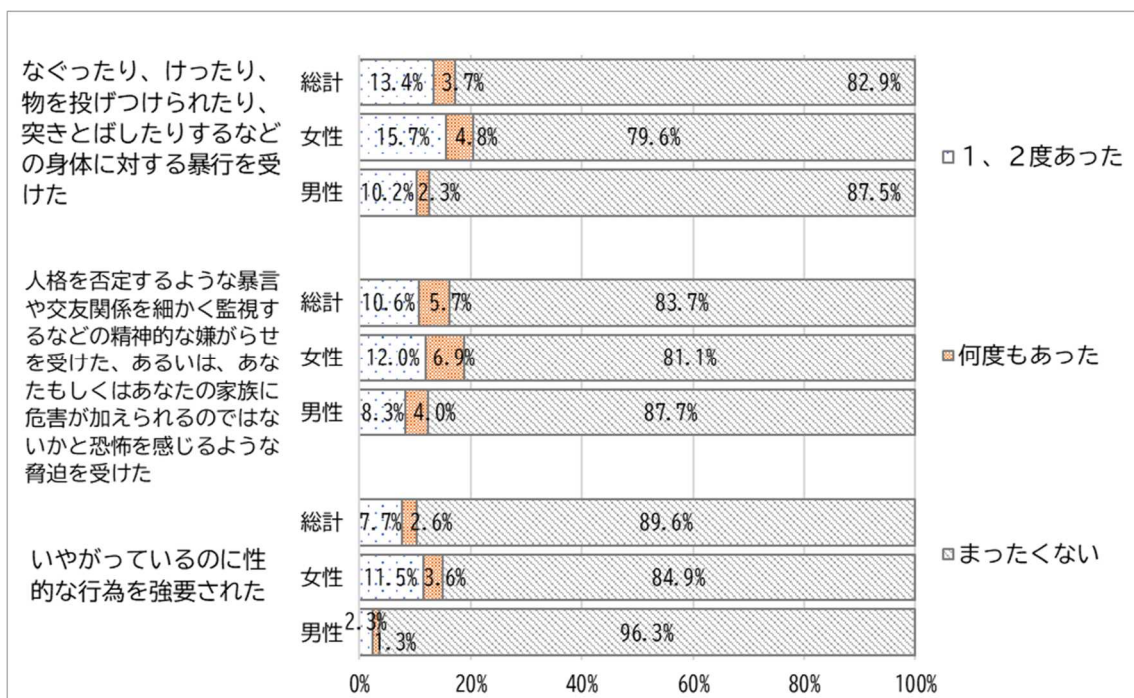
そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。

市民意識調査によると2割の女性が身体に対する暴力を受けた経験があり、そのうち半数以上の人々が「どこ（だれ）にも相談していない」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

さらに、情報通信技術（ICT）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、新たな形の暴力に対し、迅速かつ的確に対応していく必要があります。

このようなことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談につながりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発により、被害の潜在化を防止する必要があります。

ドメスティック・バイオレンスの経験【全体及び性別】



資料：市「令和4年度男女共同参画に関する市民意識調査」

**施策の方向** (12) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援

具体的施策	内容	所管課等
① 暴力を容認しない意識の醸成及び相談に繋がりやすい体制整備や相談を促す広報・啓発の実施	暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野における女性に対する暴力に焦点を当てた教育や啓発に取り組みます。 また、配偶者等からの暴力の被害者は男女ともに半数以上が「どこ（だれ）にも相談していない」という状況を踏まえ、被害の潜在化を防止するため、相談を促す広報・啓発や、相談窓口の積極的な周知に取り組みます。	企画政策課 子どもみらい課 福祉課 市民生活課
② 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進	コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子ども及び保護者のメディア・リテラシー <sup>(※1)</sup> 向上のための学習機会を提供します。	企画政策課 学校教育課
③ 被害者の安全の確保と心身の健康回復・自立に向けた支援	被害者の精神的ケアと安全確保を図りながら医療機関や関係機関と連携し、被害者の一時保護や市営住宅入居・保育園入所を優先させる等の配慮をしながら被害者の心身の健康回復と自立支援に向けて関係機関との連携を強化します。	企画政策課 子どもみらい課 都市建設課 健康増進課

## 市民に期待する取組

- ・暴力のない安心して暮らせる社会を築きましょう。
- ・悩みや問題は一人で抱え込まずに相談しましょう。

## ※1 メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

## 重点7 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する 環境の整備

### 現状と課題

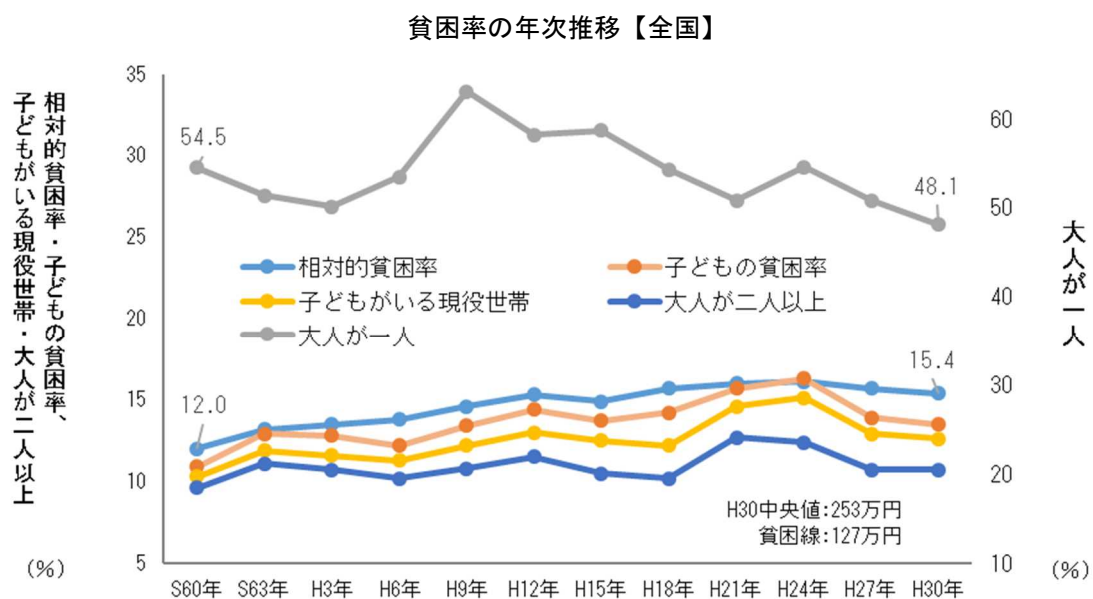
憲法第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされていますが、女性は、出産・育児等により就業を制限又は中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の処遇に男女間格差があること、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

特に、高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方や家族形態等の影響が大きく、また、新型コロナウイルスや就職氷河期など深刻な事象の影響や、長年にわたって様々な分野における男女格差が継続している社会経済状況の影響が凝縮され固定化されて現れていることに留意した取組が必要です。

さらに、性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱える場合があることから、このような人々についての正しい理解を深め、社会全体で多様性を尊重する環境づくりに取り組む必要があります。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立化等の問題を抱えている人がいますが、その背景には、固定的な性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方があります。

このように、様々な困難な状況に直面している人々が、安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が不可欠です。



資料：厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査の概況」

**施策の方向** (13) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	内容	所管課等
① 高齢者や障がいの ある人の生活支援 策の充実	高齢者単身女性の貧困、高齢者男性の孤立化、また障がいのある女性は、障がいに加えて女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合があります。このような状況を踏まえた上で、就業や社会参加への支援、生活自立を支える制度や環境・社会基盤の整備、性別に配慮した医療・介護予防への取組を進めます。	水産商工課 福祉課 長寿介護課
② 様々な要因により 複合的な困難や課 題に直面しやすい 人々の相談対応や 多様性を尊重する 環境づくり	性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがあります。このような様々な属性の人々についての正しい理解を広め、多様性を尊重する環境づくりを進めるため、人権問題に関する啓発広報や研修に取り組みます。 また、人権問題が生じた場合には、相談者が幅広く安心して相談できるよう、相談窓口の周知広報や相談の質の向上に努めます。	企画政策課 市民生活課

**施策の方向** (14) ひとり親家庭の自立支援の充実

具体的施策	内容	所管課等
① ひとり親家庭の生 活支援の充実	ひとり親家庭の子育てや就業に関わる不安や悩みの問題解決に向けた相談体制を充実し、安心して子育てできるように環境整備を図ります。また、ひとり親家庭の自立に向けて就業が促進されるよう保育サービスの充実や職業能力開発の講座等の開催、各種講座の開催や支援について情報の周知を図る等環境整備を進めます。	子どもみらい課 福祉課



**施策の方向** (15) 困難な状況におかれる若者の自立に向けた支援

具体的施策	内容	所管課等
<p>① 自立に向けた切れ目のない支援と多様な生き方・働き方の啓発</p>	<p>フリーターを含む非正規雇用で働く若者やニート・ひきこもり等、困難な状況にある若者が増加している背景には、固定的性別役割分担意識を背景に、男女によって社会や家族の期待や求める役割が異なることが抑圧的に働いていることがあります。困難な状況にある若者が、自立に向けて社会生活を円滑に営むことができるように支援し、性別にかかわらず多様な生き方・働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう広報・啓発に努めます。</p>	<p>企画政策課 福祉課</p>

**市民に期待する取組**

- ・ 様々な生活上の困難を抱える人々に配慮し、あらゆる立場の人々が暮らしやすい思いやりのある地域づくりを進めましょう。

## 第4章 計画の推進

### 1 推進体制の整備

#### (1) 国・県・近隣自治体・関係機関との連携

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際的な動き、国や県の動きと連動しながら進める必要があります。国・県・近隣自治体・関係機関との連携体制を強化し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ります。

#### (2) 庁内推進体制の充実

##### ①いちき串木野市男女共同参画推進会議の機能発揮

計画の総合調整と、庁内横断的な連携機能の拡充による計画の効果的な推進を図ります。

##### ②所管部署の機能発揮

所管部署は、市政全般が男女共同参画の視点で行われるよう、施策の総合的な調整を行う役割を担っています。計画の進行管理を行うとともに、「男女共同参画推進会議」「男女共同参画推進懇話会」の機能発揮のために事務局機能を果たします。今後は、企画調整機能をより一層発揮し、男女共同参画社会の形成の促進に関する全庁的な取組の推進を図ります。

#### (3) 市民との連携

##### ①男女共同参画推進懇話会の機能発揮

計画に基づく施策の実施状況、成果、目標の達成状況等に基づき、進捗状況の評価を行うとともに、必要に応じて男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査・検討し、提言を行うなど、その役割は重要です。男女共同参画推進懇話会の機能が十分発揮できるよう努めます。

##### ②市民との協働による計画の推進

政策・方針決定過程への男女共同参画や、生活と仕事等の両立を実現していくためには、市民及び地域団体、市民団体、事業者による自発的な取組が不可欠です。市における様々な団体や事業所と協働した啓発活動や講座の実施等を通して、男女共同参画社会への理解の浸透を図るとともに、定期的に情報・意見交換を行い、市民の実情に即した施策の推進に努めます。

### 2 施策の効果的な推進

#### (1) 計画の進行管理

本計画の施策・事業の進捗状況を把握するために、毎年度「いちき串木野市男女共同参画基本計画進捗状況調査」を実施し、計画の進行管理を行います。

#### (2) 調査研究

市の特性に応じた効果的な施策の展開をめざし、市の実態を把握するために、定期的に市民意識調査を実施します。

## 【第4次いちき串木野市男女共同参画基本計画における数値目標】

番号	重点目標	設定項目	直近値 (R3)	目標値
1	1	地域社会の中で男女平等と感じている人の割合	62.5%	増加させる
2	2	ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場だと感じている人の割合	—	増加させる
3	3	市の審議会等における女性委員の割合	22.5%	26%
4	3	市役所における女性管理職（課長級以上）の割合（一般行政職）	12.5%	15%
5	4	地域活動等への参加状況において「特に何もしていない」人の割合	53.4%	減少させる
6	5	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉も内容も知らない人の割合	84.0%	減少させる
7	6	配偶者等からの暴力や嫌がらせを受けた経験がある人のうち、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	56.2%	減少させる
8	7	自分が抱えている困難が、周囲の人や社会によって助けられていると感じる人の割合	—	増加させる